

⑤ 扶養控除

- ・所得が48万円以下の扶養親族は扶養控除の対象になります。
- ・16歳未満の扶養親族は控除額の適用はありませんが、扶養人数が町道民税額に影響する場合があります。

※各種様式は国税庁ホームページからダウンロードするか、税務住民課税務グループにお問い合わせください。

町道民税の申告について

町道民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。申告書は適正な課税の資料となる大切なものですので、期限までに申告をお願いします。申告に必要な書類は、所得税の確定申告と同様です。

【申告書の提出が不要な方】

令和6年中の収入が給与や年金のみで医療費控除などの各種控除を追加されない方は、申告書を提出する必要はありません。所得税の確定申告書を提出された方も町道民税の申告書を提出する必要はありません。

【申告書の提出がないと】

申告書の提出がないと、各種手続きに必要な所得課税証明書の発行、国民健康

保険税などの軽減および医療費の限度額適用認定証などの交付が受けられないことがあります。収入がない方でどなたの扶養にもなっていない方は、申告書の提出をお願いします。

申告会場

■早来地区の方

会 場 保健センター2階（総合庁舎横）

受付時間 9時～12時 13時～16時

申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ目安の日時をハガキでご案内します。
※3月は農業所得の受け付けが始まり、待ち時間が長くなることが予想されます。

■追分地区の方

会 場 ぬくもりセンター内申告会場

受付時間 9時～12時 13時～16時

申告日 下記のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。
※申告会場入口は、総合支所入口ではなく、特設会場入口を設けていますので、こちらをご利用ください。

追分地区の方【申告日一覧】

月	日	曜日	割当地域・対象者など	月	日	曜日	割当地域・対象者など	
2	17	(月)	花園地区 1丁目～2丁目	2	27	(木)	本町地区 1丁目～4丁目	
	18	(火)	花園地区 3丁目～4丁目		28	(金)	本町地区 5丁目～7丁目	
	19	(水)	若草地区 1丁目～2丁目	3	3	(月)	その他の地区 指定日に来られない方	
	20	(木)	若草地区 3丁目		4	(火)	農業所得の方 この間、一般の申告も受け付けています (土、日曜日を除く)	
	21	(金)	柏が丘地区、緑が丘地区		}	17		(月)
	25	(火)	青葉地区					
	26	(水)	白樺地区					

※受付時間以外はシステムメンテナンスのため申告をお受けできませんので、ご理解願います。

※所得税の確定申告は3月17日(月)までです。消費税申告については3月18日(火)から31日(月)までの期間（土日を除く）に税務住民課（総合庁舎）で受け付けを行います。

※消費税申告を一般課税（本則課税）で申告をする場合、仕入れ控除（経費）については、仕入先が課税事業者か免税事業者かの区分けをする必要があります。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513